

## 不審電話に関する事例

平成27年7月1日（水）午前、香川県坂出市在住の被保険者の自宅に、坂出市役所職員を名乗る男性から電話があった。

「ここ3年間の医療費の還付が32,000円くらいある。5月31日の期限を過ぎていているため、新たな手続きをしてもらわないといけない。銀行で手続きをしたら、還付はできる。」と言われた。

「高額療養費の手続きはしているはずだ。」と答えると、「システムが変わったので、再度、手続きをしないと還付できない。どこの金融機関に振り込むのがよいか。」と聞かれ、「〇〇銀行が良い。」と伝え、出かけるところであったので、携帯番号を教えた。

その後、携帯電話に連絡があり、ATMに行くよう言われた。ATMでの操作を電話で指示されながら行い、口座番号や残金などを言わされた。引き続きATMの操作をしていたが、途中、電話の話内容に不審に思うところがあり、「市役所に電話をする。」と言ったところ、電話が切れた。

しばらくして、再度、市役所職員を名乗って電話がかかってきたが、声と一緒にいたため、不審に思い電話を切った。

被保険者から市役所に問合せがあり、発覚した。話の内容からATM操作を行っていたため、銀行に確認してもらおうと、振り込んでしまっていることが判明した。

**不審な電話等があった場合、広域連合、市町村後期高齢者医療担当または最寄りの警察へ御相談ください。**

**問い合わせ先：宮崎県後期高齢者医療広域連合**

**0985-62-0921（業務課）**